

新旧対照表

旧	新
<p>第1条 本会は、「<u>アール・ブリュットネットワーク</u>（以下「<u>本会</u>」）」と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、<u>アール・ブリュット作品の制作を支援し、見出し、その魅力を発信していく一連のプロセスに携わる美術、福祉、医療、研究機関、行政等各分野の関係者間の交流を促進し、各活動の課題解決につなげるとともに、アール・ブリュットに関する情報発信等を行うことにより、アール・ブリュットを支える環境全体の底上げを図り、その動きを広げていくことを目的とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第3条 本会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）<u>アール・ブリュットの理解と普及の推進に関する事業</u></p> <p>（2）<u>会員相互間の交流および連携の促進に関する事業</u></p> <p>（3）<u>その他目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>（構成員）</p> <p>第4条 本会の<u>構成員は、会員および情報会員とする。</u></p> <p><u>2 会員は、第2条に掲げる目的に賛同して入会申込書を提出した団体・個人とする。</u></p> <p><u>3 情報会員は、本会が指定する方法によりメールアドレスを登録した者とする。</u></p> <p>（役員）</p> <p>第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。</p> <p>（1）会長 1人</p>	<p>第1条 本会は、「<u>アートと障害を考えるネットワーク</u>（以下「<u>本会</u>」という。））」と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、<u>障害のある人による美術表現を軸に、多様な表現や鑑賞のあり方の可能性を考え、ひいては共生社会の実現にも資する情報提供を行うことを目的とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第3条 本会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）<u>障害のある人による美術表現を軸とした多様な表現や鑑賞のあり方に関する事業</u></p> <p>（2）<u>共生社会の実現にも資する情報提供</u></p> <p>（3）<u>その他目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>（会員）</p> <p>第4条 本会の<u>会員は、第2条に掲げる目的に賛同して入会申込書を提出した団体・個人とする。</u></p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>第5条から第8条 削除</p>

(2) 副会長 1人

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(企画委員会)

第7条 本会に企画委員会を置く。企画委員は15人以内とし、会員の中から会長が任免する。

2 企画委員会は、会長の求めに応じて本会の運営方針等の検討を行うほか、本会が行う事業に関する企画を行う。

第8条 本会の運営に関して専門的な知見を得るため顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が任免する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、当面の間、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課および社会福祉法人グローに事務局を置く。

2 事務局は、本会の運営に係る庶務および必要な調整を行うが、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課および社会福祉法人グローが分担して役割を担うものとする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この会則は、本会の設立の日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

(庶務)

第5条 本会の庶務および必要な調整は、滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課が行うものとする。

(その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この会則は、本会の設立の日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

2 この会則の施行前に第 4 条により構成員となった者は、施行後の第 4 条により会員となった者とみなす。ただし、施行後の第 2 条に掲げる目的に賛同しない旨の意思表示を行い、所定の手続を行った者はこの限りでない。